

第 25 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 25 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1 番	片桐 幸示	2 番	渡部 延三	
	3 番	高橋 凌	4 番	竹田 安宏	
	5 番	菊地 匡	6 番	井上 善博	
	7 番	笹島 敏彦	8 番	渡邊 達郎	
	9 番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第 1 号	農業者年金に関する申請について
報告第 2 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて
議案第 2 号	令和 7 年度玉葱作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	奥山 雅喜
事務局事務係長	佐々木也一

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 25 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思いますが、例年、節目となる 7 月の定例総会では、総会に入る前に、出席者全員で、「砂川市農業委員会憲章」を唱和しています。そのため、本日も、この場で憲章の唱和を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

議案の裏表紙に「砂川市農業委員会憲章」を掲載しておりますので、ご覧ください。

唱和の方法ですが、まず関尾会長が前文を読み上げます。その後、片桐代理が本文を一文ずつ読み上げますので、委員の皆様は片桐代理が読み上げた後、同じように読み上げることにしたいと思います。

では、皆様、ご起立をお願いいたします。

<全員起立>

事務局次長 それでは、関尾会長、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、「砂川市農業委員会憲章」の唱和を行います。

砂川市農業委員会憲章。

砂川市農業委員会は、安心して心豊かにいきいき輝くまちを実現していくため、食の安全・安心の確保や環境保全に配慮した農業経営をめざし、本市農業の諸政策を推進する姿勢と農地行政の公正な取組みのため、この憲章を定めます。

職務権代理 一つ、農業・農業者の代表として、誇りと責任ある行動に努めます。

<全員が唱和>

職務権代理 一つ、水と緑と農用地を確保し、有効利用を進め、法令に基づく適正な農地行政に努めます。

<全員が唱和>

職務権代理 一つ、産業の中の農業を確かなものにするため、担い手と後継者の育成・確保に努めます。

<全員が唱和>

職務権代理 一つ、担い手への農地利用の集積・集約化・遊休農地の発生防止・解消・新規参入の促進に努めます。

<全員が唱和>

職務権代理 一つ、農業の営みと、ゆとりある暮らしのため、情報の収集・提供に努めます。

<全員が唱和>

職務権代理 一つ、農業者の期待と信頼に応え、農業行政の確立に努めます。

<全員が唱和>

事務局次長 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

<全員が着席>

事務局次長 では、これより第 25 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 11 番の小野寺一晃委員と、12 番の垣野芳博委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

[illegible]

2件目、農業者年金に係る死亡関係届が、令和7年6月 日 に が亡くなられことに伴い、 の より届出がありました。これら2件については、既に専決処分といたしましたことをご報告いたします。以上です。

只今、報告第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

それでは、報告第2号をご説明いたします。議案の2ページ及び別紙1をご覧ください。案件は1件です。

本件は、[] を務めておられる、[]
[] に関する報告です。別紙 1 の「農地所有適格法人要件確認書」を上から順に確認してまいりたいと思います。まず、経営面積は田が 14.3ha、畑が 0.1ha、法人形態は []、事業の種類は、米の集荷及び精米販売で、全額が農業による売上となっておりますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。次に、議決権を有する構成員 1 名が農業常時従事者であり、また、裏面中段をご覧くださいまして、理事等の役員である 2 名とも農業常時従事者であることから、いずれも過半要件を満たしております。以上のとおり、[] は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認いたしましたのでご報告いたします。以上です。

只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」事務局より提案願います。

それでは、議案第1号をご説明いたします。議案の3ページをご覧ください。

本件は、今年４月２５日の定例総会において審議された、農地法第５条に基づく、農地の一時転用の申請について、取り下げの申し出があったことによるものです。まず、案件の内容を確認したいと思います。

土地所有者・貸主は

その他、住所記載のとおり、

の計4名、転用計画者・借主は、

、土地の表示は、空知太 82 番 2 の内、地目は公簿・現況とも畑、面積 2,712 m²、以下、記載のとおり計 6 筆、面積 25,866 m²、転用目的は、耕地改良に伴う砂利採取、農地の区分は、農振・

農用地の区域内で都市計画区域外、図面は7ページに第1号図を添付しており、法律関係は使用貸借になります。

当初、[]では、この地域で3年間の砂利採取を予定しておりましたが、その後、事業期間を4年間に延長し、今年度がその4年目でした。申請地は原則として農地転用が認められない農用地区域内の農地ですが、今回の事業は例外許可要件を満たしているため、農業委員会として「許可相当」との意見を付して、5月29日に北海道に進達しておりました。

しかしその後、6月20日にこの申請の取り下げ願いが提出されました。取り下げの理由は、[]側によるもので、「原石の在庫が想定より減少せず、保管場所の確保が困難となったため」とのことです。なお、取り下げにあたっては、土地所有者全員からの同意も得ており、本件は農地転用の許可権者である北海道に対し、農業委員会を介して進達を行う必要があることから、本議案としてお諮りさせていただくものです。以上、ご審議をお願いいたします。

議長
渡部委員
事務局

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

今回の農地の部分、これはどうなるのか。

今回4回目をやろうとしていたところ、3回目の時の埋め戻しの時までは、前回の事業でしっかり埋め戻しはやるということで、話は聞いておりますので、そこはそこで終わりということで、今回は中止ということなので、この方々に対する補填というか、金銭のやり取りみたいなものはないです。

渡部委員

農地はどうなるのか。今回これから取ろうとしていたところはその人たちが自己保全するということですか。

事務局
議長

はい、そうです。

その他何か質問等ございませんか。

はい。

笹島委員

取り下げたということですが、そのことによって砂川市農業委員会が北海道からペナルティを受けるとか、そういったものはありませんか。

事務局
笹島委員
議長

ありません。

分かりました。

その他何かございませんか。

はい。

事務局長

今の転用のことで補足させていただきますが、4年の計画だったということでしたが、砂利採取に伴う農地の転用というのは、1年しか許可となりません。なので、許可期間内に掘って、埋め戻して、一回整地して終わり。本来であれば、そこに重機が置いてあってもまだ継続していると言われているので、そこから排除するというかたちで、しっかり農地として復元されるまでが一つの期間です。それが3年続いていますということです。私、そばまで見に行きましたが、ちゃんと畑として整地されてはありましたので、農地として完了していることは間違いないということです。

議長
笹島委員
議長

よろしいでしょうか。

はい。

質問がないようですので、異議なしと認め、取下願を、北海道に進達することといたします。

続きまして、議案第2号「令和7年度玉葱作況調査について」事務局より提案願います。

事務局

それでは議案第2号をご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。今年度の「玉葱作況調査」についてです。

まず1番、調査期日についてですが、例年どおり、次回の定例総会の日、8

月 25 日、月曜日に実施することを基本にしたいと思います。しかし、玉葱の成熟具合によって、日程を変更する場合もあることをご了承願います。

次に 2 番については、別紙 2 をご覧ください。こちら、玉葱作況調査圃場一覧表になります。一番左に記載されているのが、昨年度調査を行った 5 件の農業者の方々です。その右側、今年度の調査対象農家についても 5 件としており、ご覧のとおり、調査対象の方の「氏名」を空欄にしております。こちらは、毎年のお願いで恐縮ですが、担当地区に当てはめて、北光袋地地区の 2 か所は竹田委員、富平地区の 2 か所は小野寺委員、西豊沼地区は井上委員に、調査対象とする圃場の農業者へご依頼いただきたいと思います。昨年度と同じ方、同じ圃場で問題ございませんので、7 月末までにご確認いただき、事務局まで、ご連絡をお願いいたします。

続いて、議案に戻りまして 3 番、開始時刻についてですが、8 月 25 日に実施できれば、定例総会を午後 1 時から開始し、その後、バスを用意いたしますので、概ね 2 時から 2 時半頃の開始を予定しています。次に 4 番、班編成については、再度、別紙 2 の下の方をご覧くださいまして、議席番号により大きく 2 班に分けております。なお、雨天の場合についてですが、去年は、雨のため実測ができず検見のみの対応となりました。今年も、事前に雨の予報がある場合は、日程変更を検討いたしますが、バスの予約もあるため、前日に実施できる委員のみで分担して行うなど、柔軟に対応し、できる限り実測が行えるようにしたいと考えております。

最後、別紙 2 の裏面に、これまでの調査結果を掲載していますので、こちらも、参考としてぜひご覧ください。以上、議案第 2 号の説明とさせていただきます。ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第 2 号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

特にご質問、ご意見がないようですので、本件を承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆さんから何かございませんか。

全員
議長

なし。

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）

・なし

2. 農政課報告（事務局次長）

・ヒグマ出没対策

3. 令和 7 年度市町村農業委員会事務局長研修会（事務局次長）

・日 時 令和 7 年 7 月 4 日（金）

・場 所 自治労会館 4 階ホール（札幌市）

・出席者 奥山事務局次長

4. 北海道新規就農フェア（事務局）

- ・日 時 令和7年7月5日（土）・6日（日）
- ・場 所 自治労会館5階大ホール（札幌市）
- ・出席者 渡部委員、農政課職員、事務局職員
- ・資 料 別紙3

5. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、7月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

6. 令和7年度第1回砂川市農地銀行理事会（事務局）

- ・本定例総会終了後に開催します。

7. 協議会報告（協議会長）

- ・令和7年度砂川市農業委員協議会総会
本日、農地銀行理事会終了後に開催します。

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和7年8月25日、月曜日の午後1時からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員